

大学・研究者等にも容易な出願手続の在り方について

1. 問題の所在

(1) 背景

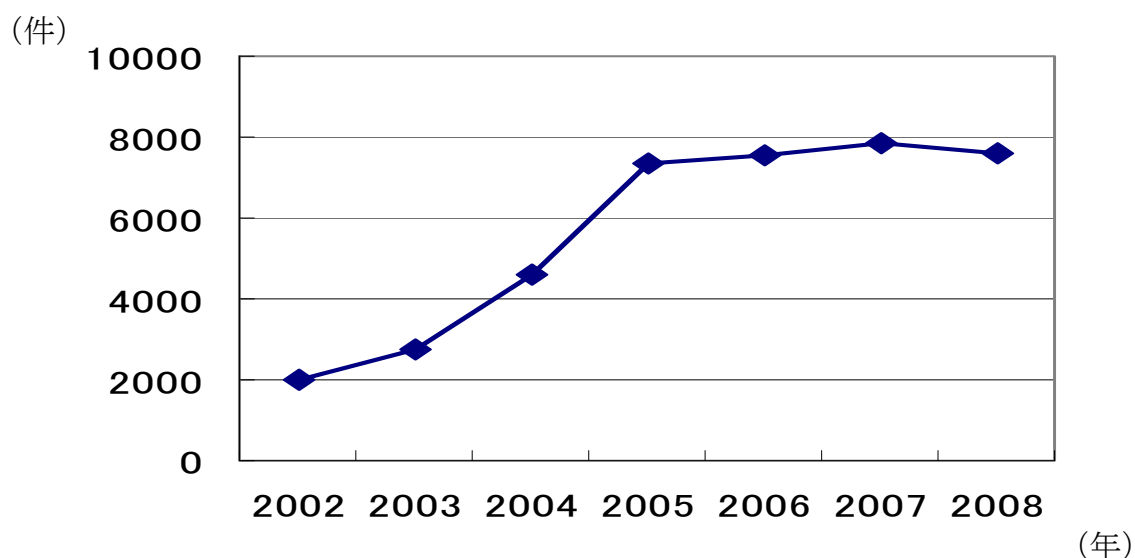
1998年に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」（以下「TLO法」という。）が施行され、2003年には、文部科学省の「大学知的財産本部整備事業」が開始されるなど、大学等の知的財産の創造、活用を支援する取組が行われてきた。

この結果、大学知的財産本部の設置（2009年4月時点、197機関）や、大学等の研究成果の民間移転を目的とする技術移転機関（TLO）の設置（2010年6月時点、承認TLO¹：46機関、認定TLO²：4機関）など、大学等における知的財産活動体制の整備が進んでいる。

これに伴って、大学等からの特許出願件数は増加し、上記取組の開始時に比べ、4倍の年間約8000件の出願がなされている（図表1）。

また、iPS細胞の研究のように、大学等の研究成果について、国際的に激しい特許出願競争がなされている技術分野も出現しており、知的財産分野における大学等の果たす役割の重要性が増している。

【図表1：我が国の大学・承認TLOからの特許出願件数の推移】



出典：特許行政年次報告書2009年版より作成

¹ 大学等の研究成果に係る特許権等を民間事業者に移転する特定大学技術移転事業の実施計画について、TLO法に基づき、文部科学大臣及び経済産業大臣の承認を受けたTLO（技術移転機関）

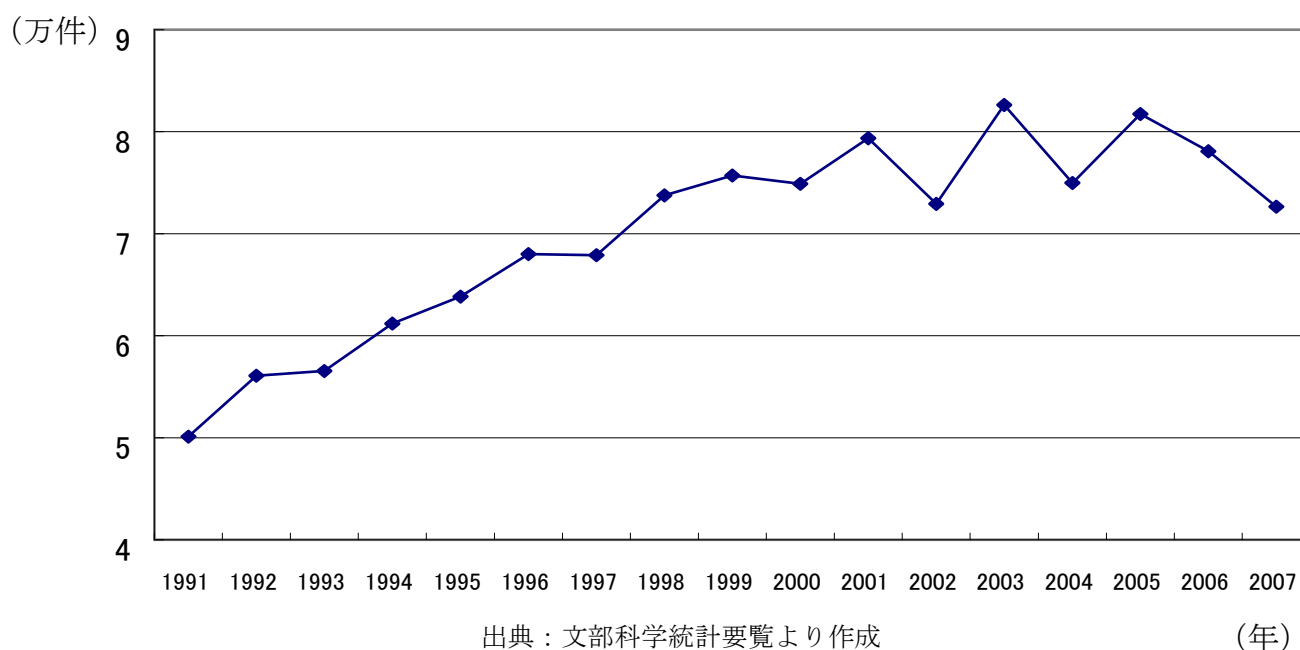
² 国の試験研究機関及び試験研究を行う独立行政法人のうち政令で定めるものの研究成果に係る特許権等を民間事業者に移転する事業の実施計画について、前記試験研究機関及び独立行政法人を所管する大臣の認定を受けたTLO（技術移転機関）

（２）大学・研究者等からの声

大学等の研究者においては、研究成果を早期に論文として発表したいという希望がある（図表２）一方で、その研究成果について特許権を取得しようとする場合には、論文の発表前に特許出願をしなければならない。この点、大学知的財産本部やTLOの設置など、大学等における知的財産活動の基盤整備は進んできているものの、①研究者等が特許制度や特許出願手続に関する十分な知識を有していない、②大学等における出願・権利化支援体制³が大企業等に比べると未だ弱いところもあるなどの理由により、大学等の研究者が、論文発表前の適切な時期に特許出願を行うことの困難性が指摘されている。

こうした中、大学等からは、特許出願に際して、「特許の出願書類については、所定の様式が規定されていること」、「漏れのない強い権利を獲得するためには、明細書における実施例の充実や、特許請求の範囲の作成に時間を要する」などを理由として、米国の仮出願制度（３．（１）参照）を例とした、論文をベースに最小限の労力で、早期に出願日を確保できるような出願手続の緩和を求める声がある。

【図表２：我が国の論文数の推移】



³ 特許出願を行うか否かの意志決定の際に、学内委員会を開催する大学等もあり、その手続に一定の時間を要するという声も聞かれる。

【知的財産推進計画 2010⁴】

戦略3 知的財産の産業横断的な強化策

- イノベーションの基盤を整備する観点から、特許の活用促進や大学を含めた幅広いユーザーの利便性向上に資するべく特許制度を見直す。（例：ライセンス制度の利便性向上、大学・研究者にも容易な出願手続）

2. 産学官共創力を世界最高水準に引き上げる。

（3）産学連携を促進する環境を整備する

大学の特殊性を踏まえた特許制度の見直し（短期）

大学や公的研究機関の特殊性（研究成果の社会還元を目的とする）を踏まえ、大学や公的研究機関がより利用しやすいものへと特許制度を見直す。（例：出願フォーマットの自由化、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスカウントの改善）

2. 現行制度の概要

上記の大学・研究者等からの要望に関係する現行制度は以下のとおり。

（1）出願日の確保について

出願書類（願書、特許請求の範囲、明細書、必要な図面及び要約書）には所定の様式に従ってそれらの書類に必要な事項を記載することが要求されている（①②に後述）が、何が出願日認定のために必要な記載事項であるかについては現行法に明文の規定はない⁵。

① 明細書の様式について

明細書には、「発明の名称」、「図面の簡単な説明」、「発明の詳細な説明」を所定の様式で記載しなければならない（特許法第36条第3項、特許法施行規則第24条、様式第29）。

しかしながら、出願時には、明文の規定はないものの、例えば、【書類名】、【発明の名称】、【技術分野】を記載するとともに、【0001】（最初の段落番号）の後に対応する記載さえあれば、出願は受け付けられ、出願日を確保することは可

⁴ 知的財産戦略本部会合で策定された知的財産推進計画2010（2010年5月）
(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/100521/siryoul_2.pdf)

⁵ 運用上、特許請求の範囲のない出願であっても、直ちに却下されることはなく、出願日が認定された上で、方式上の補正命令の対象となる。ただし、オンライン出願においては、提出しないことより生ずる出願人のリスクを回避するため、特許請求の範囲がないものは送信できないようにしている。

能である⁶（図表 3－4）。

【図表 3：様式第 2 9 を満たす明細書（例）】

【書類名】	明細書
【発明の名称】	〇〇〇
【技術分野】	△△△
【0 0 0 1】	
.....	
【発明の概要】	
【発明が解決しようとする課題】	
.....	
【課題を解決するための手段】	
.....	

【図表 4：最低限の様式を整えた明細書（例）】

【書類名】	明細書
【発明の名称】	〇〇〇
【技術分野】	△△△
【0 0 0 1】	
(例) 論文に記載 の技術内容	

※網掛け部分がなくても、出願日の確保は可能

② 特許請求の範囲について

特許請求の範囲は、出願に必須の書類であり（特許法第 3 6 条第 2 項）、所定の様式で記載しなければならない（特許法第 3 6 条第 6 項各号、特許法施行規則第 2 4 条の 4、様式第 2 9 の 2）。

しかしながら、例えば、【請求項 1】の後に対応する記載さえあれば、出願は受け付けられ、出願日を確保することは可能である⁷（図表 5）。

【図表 5：様式第 2 9 の 2 を満たす特許請求の範囲（例）】

【書類名】	特許請求の範囲
【請求項 1】	
.....	

(例) 論文の要約に記載
の技術内容を記載す
れば、出願日の確保は可能

(2) 補正

明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項（以下、「当初明細書等に記載した事項」という。）の範囲内においてしなければならない（特許法第 1 7 条の 2 第 3 項）。

すなわち、新規事項の追加の補正を認めると、準備不十分のまま出願して後に補

⁶ オンライン出願システムにおいては、出願人に対する出願書類作成支援のため、様式第 2 9 で規定された様式を満たしていないものについては、警告を発しているが、送信は可能である。

⁷ 前掲注（5）参照

正する者と、最初から完全な明細書を作成する努力をしている者との間で不平等が生じ、その結果、最初是不十分な明細書を提出して、後に補正をするという悪習を助長することになることから、「当初明細書等に記載した事項」の範囲を超える内容を含む補正は許されない（新規事項の追加禁止）⁸。例えば、概念的に上位の事項に補正する場合（上位概念化）であって当初明細書等に記載した事項以外のものが追加されることになる場合には、補正は許されないこととなる。

（３）国内優先権制度

出願の時点で、完全な形で特許出願できれば問題はないが、先願主義の下においては、早急に出願する必要があることから、後になり補充する必要も出てくる。また、技術の複雑化により、事後的な補充をしてより完全なあるいはより包括的な出願にしたいという場合もある⁹。

そこで、特許出願をする際に、我が国に既にした自己の特許出願（「先の出願」という。）の発明を含めて包括的な発明として、先の出願から１年以内に優先権を主張して出願をした場合には、その包括的な特許出願に係る発明のうち、先に出願されている発明については、その特許審査等の基準日を先の出願日とし、優先的な取扱いを認めるという国内優先権制度が設けられている（特許法第４１条）¹⁰。

国内優先権制度は、自国で基本的な発明についてした出願を出発点として、その発明をベースとしつつ、その後の改良・拡張発明等を取り込んだより完全な出願へと発展させ、それに乗り換えることを可能にしようとするものである¹¹。

3. 諸外国の制度

（１）米国

米国では、１年以内に正規出願がなされることを前提に、明細書の様式が任意であり、特許請求の範囲が不要といった簡易かつ安価な手続（仮出願）により、早期に出願日を確保できる制度（仮出願制度）がある。

① 制度導入の経緯

米国には、国内優先権制度がないため、国外からパリ優先権を主張して米国に出願される出願の権利存続期間が優先日から最長２１年であるのに対し、米国内の直接出願の場合、権利存続期間が最長でも２０年にしかないという不均衡を生じていた。米国の仮出願制度は、この不均衡の是正等を目的として１９９５

⁸ 中山信弘『工業所有権法（上）特許法』（弘文堂、第２版、２００４年）２１４頁。

⁹ 中山・前掲注（８）１９４頁。

¹⁰ 特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説』１４０～１４８頁（発明協会、第１８版、２００８年）。

¹¹ 中山信弘『注解特許法（上）』４４８頁（青林書院、第３版、２０００年）。

年に導入されたものであり、他の国における国内優先権制度と類似した側面を持つ。

② 利用実態

仮出願の利用件数は年間約 1 3 4, 0 0 0 件（2 0 0 9 年度）。なお、米国外からの出願の場合、仮出願を用いて米国に最初に出願することで、ヒルマー・ドクトリンを回避する目的¹²でも利用されている。ただし、ヒルマー・ドクトリンの回避は、米国の制度特有の問題である。

※実際に、日本の大学が、日本に出願する前に、仮出願制度を利用して米国に出願しているケースがある。しかし、そのうちの多くが様式も整えられ、特許請求の範囲も具備していることから、米国の仮出願を利用する主な理由は、労力の問題よりは、米国特有のヒルマー・ドクトリンの回避のためと考えられる。

③ 米国の仮出願制度と現行の国内制度の比較

米国の仮出願制度と我が国の国内優先権制度とを比較すると、出願時に「仮」出願の形式をとるか否かという点で本質的に異なる（図表 6）。

具体的には、仮出願日の利益の享受は、国内優先権制度の優先日の利益が対応し、最大 2 1 年の権利存続期間は、仮出願制度においても、国内優先権制度においても同じである。

また、我が国では、審査請求制度の存在により、出願料が安価に設定されており、仮出願と同様に安価に出願日を確保することが可能である。仮出願では、その後 1 2 か月の間に真に権利化が必要か否かを見極める必要があるが、我が国では、国内優先権制度と審査請求制度を併用することにより、最大 4 年間の見極め期間を持つことができる。

※米国では、仮出願制度を使うことで、論文で出願しておいても、後から本出願の際に様式や内容を自由に直せる点で、日本より有利との意見もある。しかし、実際には、米国の仮出願制度でも、当初記載されていない部分については、仮出願日の利益は受けられず¹³、この点では、日本の国内優先権制度と変わるところはない。

¹² 米国では裁判例により、米国への出願の元となる第 1 国出願の出願日を基準にし、かつ第 1 国出願の明細書全体の発明開示内容を根拠として第三者の後願発明を排除することができず、日・欧と同等の「拡大された先願の地位」が保証されていない（ヒルマー・ドクトリン）。仮出願を用いて最初の出願を米国に行うことにより、ヒルマー・ドクトリンを回避し、仮出願の出願日より後の出願を排除できる。

¹³ New Railhead Mfg., L.L.C. v. Vermeer Mfg. Co., 298 F.3d 1290 (Fed. Cir. 2002) : 仮出願に基づく優先権を主張した出願について、Written description 要件を充足していないとして、仮出願の出願日を享受できないとされたケース

【図表 6：米国仮出願制度と現行の国内制度との比較】

	仮出願制度（米国）	国内優先権制度と関連制度（日本）
出願の性格	「仮」出願 （１年以内に正規出願（本出願）がない場合取下げ） 実体審査の対象とならない。	通常出願 （国内優先権の基礎とされた場合は１年３月後にみなし取下げ）
優先権	仮出願日の利益の享受には仮出願明細書によるサポートが必要	優先日の利益の享受には先の出願の明細書によるサポートが必要
存続期間	存続期間の算定基準は本出願の日（最長２１年）	存続期間の算定基準は後の出願の出願日（最長２１年）
出願コスト	仮出願時\$220（正規出願時\$1,090） ※小規模企業・大学は半額。	＜審査請求制度＞ 出願料 15,000 円 審査請求料約 20 万円 （大学等に対して、審査請求料の半額軽減制度あり）
明細書の形式	任意 ※本出願時に形式を整える 発明者宣誓書、情報開示陳述書（IDS）は不要。	所定の様式
明細書の記載要件	Written description要件、実施可能要件、ベストモード要件 ¹⁴ を満たす必要あり	通常出願と同様の記載要件
図面	必要	必要
特許請求の範囲	不要 ※本出願時に必要	必要

（２）欧州

EPC2000はPLTに対応しており、出願時に特許請求の範囲を省略可能である（EPC規則第40条）。特許出願時に特許請求の範囲を提出しない場合、方式審査における補正指令から２月以内に特許請求の範囲を提出することが可能で

¹⁴ 明細書は、当業者が発明を製造し、使用できる程度に発明およびその製造、使用方法を、十分、明瞭および簡潔に、かつ正確な用語をもって明記し、発明者が最善と信じる発明の態様を記載しなければならない（112条）。これは、①Written description要件、②実施可能要件、③ベストモード要件の３つの要件に分けられる。

①Written description要件：クレームされた発明は明細書に記載されていなければならない。

②実施可能要件：当業者が発明を製造し、使用できる程度に記述しなければならない。

③ベストモード要件：発明者が最良と信じる発明の態様（ベストモード）を記載しなければならない。

ある（EPC規則第57条（C）、第58条）。仮出願という独立した制度はないが、国内優先権制度、審査請求制度（2年）を有する。

（3）韓国

従来は、出願時に特許請求の範囲を提出しなければならなかったが、平成19年改正法により、出願公開（優先日から18月）又は審査請求のいずれか早い方までに特許請求の範囲を提出すれば足りることになった（特許請求の範囲の記載猶予制度（特許法第42条第5項））。仮出願という独立した制度はないが、国内優先権制度、審査請求制度（5年）を有する。

4. 検討の方向

（1）ニーズの分析

これまでの制度調査及び大学関係者等からのヒアリング及び知的財産戦略本部会合、産業構造審議会知的財産政策部会、特許制度研究会等での議論等を踏まえると、大学の研究者等にとっての真のニーズは、以下のものに集約できると考えられる。

- ・ 一刻も早く論文を発表したい中で、慣れない特許の様式に沿って書類を作成したり、特許請求の範囲を作成したりするのは時間がかかり負担が大きい
- ・ 最初から十分な出願書類を作成することが理想的であることは理解できるが、論文をベースに、最低限の労力で出願日だけ確保できるようにして欲しい

【特許制度研究会 報告書¹⁵】

当研究会の意見

大学における仮出願の必要性を支持する意見がある一方、仮出願として独立した制度を創設することについては懸念が示された。したがって、仮出願に対するニーズについては、何らかの対応が必要としても、独立した制度の導入ではなく、既存の制度とPLT準拠の出願要件の緩和との組み合わせによる実現として検討を進めてはどうか。

（1）仮出願の導入に賛成する意見

- ・ 大学からは、常に使う制度として仮出願が必要というわけではないが、論文発表の競争が激しい技術分野ではニーズがあると聞いている。そういう時は少しでも簡単に仮出願ができるということは重要である。

¹⁵ 特許制度に関する論点整理について－特許制度研究会 報告書－（2009年12月）
(<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/kenkyukai/tokkyoseidokenkyu.htm>)

(2) 仮出願の導入に慎重な意見

- ・ P L T加盟に先立って仮出願制度を導入するニーズが本当にあるのかよく分からない。それほどのニーズがないのであれば、導入しなくてもよいのではないか。
- ・ 仮出願は一見良さそうだが、論文の要件と特許法上の要件とは異なるため、論文をそのまま出願しても、必ずしも特許法上の要件を充足するとは限らず、後で問題を生じるおそれがある。
- ・ P L T準拠の出願制度と仮出願制度とを併存させることは、特許制度を複雑にするので適切ではない。

(3) 留意点の指摘

- ・ 産業界は仮出願を導入するニーズを全く感じない。
- ・ 大学の出願支援は、仮出願の導入によってではなく、大学のスタッフや弁理士等による人的支援により対処すべきである。

【日本知的財産協会意見¹⁶】

1-1. 仮出願制度について 下記理由により、「仮出願制度」については、P L T加盟を含めたグローバルな制度調和の中で検討すべきである。日本独自の仮出願制度の必要性は基本的には無いものとする。

- (1) 仮出願制度導入の目的に「簡易かつ安価な手続による早期の出願日確保」が挙げられている。簡易な記載（クレーム不要、記載不十分）の公開で十分な出願日確保を目指す仮出願制度は、発明公開の代償による特許付与の趣旨を満たさないし、十分な準備をして出願に及ぶ通常出願の出願人に不利益を与えることになり、特許制度に混乱を生じさせるおそれがある。
- (2) 日本の仮出願制度が日本でしか有用ではなく、海外で使えないものであれば、グローバル出願にも十分に使えるとの誤解が生じることで、出願人側に混乱が生じ、あるいは権利の活用の局面で有効活用ができない事例が起こることが懸念される。
- (3) また、出願を急ぐあまり、十分に発明の醸成に至らないということであれば、現在の国内優先権出願で十分であると考える。
- (4) 仮出願制度導入は、先願主義の下でいかに他よりも早く、かつ完成された形の発明を確保するかを長年指導してきた企業にとって影響大なるものがある。いままで社内で構築してきた、先願主義の下での戦略的取り組みを大きく変更する必要性が生じるため、大学だけの問題にとどまらない。したがって、安易な導入は避けて頂けるようお願いしたい。
- (5) 国際ハーモの観点からP L T加盟促進の環境作りを急ぐべきである。これにより、

¹⁶ 日本知的財産協会による提言・意見「特許制度の見直し」に関する意見（2009年11月6日）
(http://www.jipa.or.jp/jyohou_hasin/teigen_iken/09/091106.pdf)

通常の出願において出願日の要件が緩和され、仮出願制度導入に近い効果を得ることが可能となる。

【知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会での意見（抜粋）¹⁷⁾】

- ・ 「仮出願」という言葉を使うことがいろいろ議論を呼んでいる。本当に緊急避難的な話だと認識していて、出願フォーマットの自由化で十分足りる。
- ・ 資料で括弧内に「仮出願制度の導入」とあるところ、これを「出願フォーマットの自由化による論文出願の実現」と変えていただく。
- ・ 論文だけ発表して出願にならない、埋もれてしまった発明が実際に救済されないのはなぜか。それは大学の知財体制がしっかりできていないからだということだが、一番根幹の問題。
- ・ 仮にある先生が年間100件、論文を発表した。それを仮出願で出したとして、その後、それを権利化するために、本出願にする体制が、今の大学にはないのではないか。
- ・ その体制を整備しない限り、制度を導入しても、実際にはうまくいかない。かえって、論文出願をして、その後始末ができないで、それがみんな捨てられてしまったら、それは何の意味もないのではないか。

（２）現行制度での対応の可能性

① 出願日の確保について

（a）明細書の様式について

前述2.（1）のとおり、例えば、【書類名】、【発明の名称】、【技術分野】を記載するとともに、【0001】（最初の段落番号）の後に、論文に記載の技術内容を記載すれば、出願は受け付けられ、出願日を確保することは可能である¹⁸⁾。

このように、明細書の様式については、出願日の確保という観点のみから見れば、格別厳格なものではなく、明細書として最低限の様式を整えれば、出願日を確保することは現在でも可能である。

（b）特許請求の範囲について

前述2.（1）のとおり、【請求項1】の後に対応する記載があれば、出願は受け付けられ、出願日を確保することは可能である¹⁹⁾。

したがって、特許請求の範囲は、その作成自体を省略することはできないが、出願手続上の方式要件という観点から見れば、例えば、「最低限1つの請求項を

¹⁷⁾ 第4回 知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会での意見（2010年3月19日）
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kyousouryoku/dai4/gijiroku.html>)

¹⁸⁾ 前掲注（6）参照。

¹⁹⁾ 前掲注（5）参照。

項目として用意し、発明のポイントを簡単に記載」しさえすれば、方式上の不備のない出願として受理されることは現在でも可能である。

② 記載の補充について

論文をベースに最低限の様式を整えて、方式上の不備のない出願をする場合、漏れのない強い権利を獲得するために、補正を行うことがある。しかし、出願時に記載した内容が不十分であればあるほど、その後、補正を行う場合に、補正される内容が当初明細書に記載された事項から自明と言えず、新規事項の追加と判断されるおそれが大きくなる。

このような場合には、必要に応じ、なるべく早い段階で、その出願を基礎とする国内優先権の主張を伴った、十分な出願をすることで対応可能である。

国内優先権制度を利用すれば、先の出願に記載された内容は先の出願日、後の出願のみに記載された内容は後の出願日が特許審査等の基準日となる。すなわち、後の出願で新たに追加された事項については、基準日は後の出願日となるが、一出願として、より完全・包括的な権利化が図れる。

(3) 出願時の特許請求の範囲の要否について

前述したように、我が国の出願手続上の方式要件については、出願日の確保という観点から見れば格別厳格なものではなく、出願手続を行う者の作業負担は大きなものではない。こうした現状を踏まえ、更に、明文上、出願時に特許請求の範囲の提出を不要とすべきかという点について検討の必要がある。

この点、特許請求の範囲は、明細書に記載された事項より上位概念的に記載されることが一般的であるところ、出願時に特許請求の範囲を不要とした場合、後から提出された特許請求の範囲に記載された概念の抽出が明細書に記載された事項から自明と言えず、新規事項の追加と判断されるリスクが大きくなるおそれがある。

以上から、現状においても、出願時点において特許請求の範囲に発明のポイントを記載しておくことで、①方式上の不備のない出願として受理され、出願日の確保が可能であること、②後から特許請求の範囲を補正する際にも、新規事項の追加と判断されるリスクが、出願時に特許請求の範囲を不要とした場合に比べ低減できることを考慮すれば、明文上、出願時に特許請求の範囲の提出を不要とすることについて、緊急の必要性は認められないのではないか。

(4) 対応の方向性

以上から、論文をベースに一刻を争って出願しなければならない場合には、現行制度においても、

- ・ 明細書については、出願日の確保に必要な最低限の様式を整える
- ・ 特許請求の範囲については、研究者が把握している発明のポイントを最低限記載する

ことによって、方式上の不備のない出願を行うことは、研究者自身であっても可能であると考えられる。その上で必要に応じ、なるべく早い段階で、その出願を基礎とする国内優先権の主張を伴った十分な出願をすればよいのではないか。

5. 関連する論点

(1) 論文をベースに出願をした場合におけるリスクの注意喚起

上記のように最低限の様式のみを満たすことで、論文をベースに最低限の労力で出願をすることは可能であるが、あくまで方式上不備がないだけの出願であり、結果として十分な権利を確保できないリスク²⁰があることを十分認識する必要がある²¹。

(2) 大学等に対する出願・権利化支援

出願・権利化支援体制が弱い大学等による、論文の早期発表と特許出願・権利化の両立を可能とするためには、産学連携機能の強化、大学のスタッフ及び弁理士等による人的支援、並びに、大学等に対する普及啓発活動の強化が重要ではないか。

6. まとめ

現行制度においても、最低限の様式の準備と国内優先権制度の利用により、大学等の研究者が、論文をベースに一刻を争って出願したいという声に応えることは可能ではないか。

その際、論文をベースに出願をした場合におけるリスクの注意喚起を行うことや産学連携機能の強化、大学のスタッフ及び弁理士等による人的支援、並びに、大学等に対する普及啓発活動の強化も併せて行うことが必要ではないか。

²⁰ 権利の取得や活用等を見据えて、当初明細書等が記載要件を満たしていなかったり、実施例が十分に記載されていないために、①補正をしようとしても、新規事項の追加となってしまう、権利を取得できないリスクや、②権利を取得できたとしても、もともと論文に記載された実施例に限定されてしまうといったリスク等。

²¹ 産業構造審議会 第14回知的財産政策部会における意見（2010年5月12日）。

「現行制度においても論文をベースにした出願が可能であるということは大学にとっては大変ありがたい。ただ、そのような出願を行うことへのリスクに対する注意喚起は非常に重要。」

(http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryuu/toushin/shingikai/sangyou_kouzou.htm)